

私立幼稚園運営費補助金算出基準

1 用語の定義

- (1) この基準において、園児単価とは一般事業における園児1人当たりの補助単価をいう。
- (2) この基準において、同和教育基準額とは、知事が別に定める同和教育推進事業費の額をいう。
- (3) この基準において、同和教育費とは、別表2に掲げる経費をいう。
- (4) この基準において、同和教育所要見込額とは、当該年度における同和教育費の所要見込額の総計をいう。
- (5) この基準において、情報公開度推進点数とは、別表3に掲げる各評価項目ごとに評価した配点を各評価項目ごとに情報公開方法により別表4の率を乗じて得た点数の総計をいう。

2 私立幼稚園運営費補助金の額

私立幼稚園運営費補助金の額は、次に定める一般事業補助額、同和教育推進事業補助額、チーム保育推進事業補助額の合計額とする。

(1) 一般事業補助額

次のア及びイにより算出した額とする。

ア 園児数割補助額の算出

別表1に定める園児単価に75パーセントを乗じた額に当該年度の5月1日現在の園児数を乗じた額とする。

ただし満3歳入園児にあつては、園児単価に当該年度中に満3歳に達し、当該年度の5月2日以降に入園した幼児の1月始業日現在の数を乗じた額とする。

イ 均等割補助額の算出

別表1に定める園児数単価に25パーセントを乗じた額に当該年度の5月1日現在の私立幼稚園総園児数を乗じた額を当該年度の5月1日現在の私立幼稚園総数で除した額とする。

(2) 同和教育推進事業補助額

次により算出した額とする。ただし同和教育所要見込額の2分の1の額を限度とする。

$$\text{同和教育基準額} \times \frac{\text{当該幼稚園の同和教育所要見込額}}{\text{各幼稚園の同和教育所要見込額の総計}}$$

(3) チーム保育推進事業補助額

複数担任制などの少人数教育を実施するための人件費(非常勤教員を含む。園長は除く。)で、福祉保健部長が適当と認める補助対象経費の3分の1の額(知事が別に定める1人当たり補助金額を限度とする。)

3 補助金の額の調整

- (1) 学校法人またはその設置する幼稚園が次のいずれかに該当するときは、その状況に応じて相当の減額をするものとする。

ア 法令の規定、それに基づく所轄庁の処分または寄附行為に違反したとき。

イ 借入金の償還が適正に行われていないこと等により、財政状況が健全でないと認められるとき。

ウ その他教育条件又は管理運営が適正を欠くと認められるとき。

エ 情報公開推進状況が別表3に定める項目及び基準を満たしていないとき、次により算出された額を当該幼稚園の一般事業補助額から減ずるものとする。

$$\text{当該幼稚園の一般事業補助額} \times 0.1 \times \frac{100 - \text{当該幼稚園の情報公開度推進点数}}{100}$$

- (2) (1)に定めるもののほか、学校法人又はその設置する幼稚園における経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、当該学校法人又はその設置する幼稚園について、所要の調整をするものとする。

別表1

区 分	園児単価
4歳児・5歳児	140,000円
3歳児	192,000円
満3歳入園児	96,000円

別表2

事業区分	経費項目
保護者等を対象とした同和教育講演会、公開保育	諸謝金、旅費交通費、資料代
同和保育通信の発行	印刷製本費
P T A同和教育推進委員会の活動	資料代、委員会活動費
同和地区進出学習等教職員研修	旅費交通費、研修費、資料代

別表3

項 目		配 点 基 準	公開期限	配点	
教 育 内 容	幼稚園の概要	①教育目標	当該年度における教育方針（教育目標など）が保護者等に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
		②教職員数	当該年度における教職員の数が記載されていること。	8月1日	10
		③園児数	当該年度における園児数（学年別）が記載されていること。	8月1日	10
		④教育活動の概要	特色ある教育活動の内容、行事予定表などが保護者に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
	⑤施設概要	幼稚園の施設の状況が、写真、イラストなどで保護者等に分かり易く記載されていること。	8月1日	10	
園児募集	①募集方法	翌年度における園児の募集方法などが保護者に分かり易く記載されていること。	11月1日	10	
	②保育料の状況	当該年度の保育料が記載されていること。	8月1日	10	
	③保育料軽減制度	保育料の軽減制度が保護者に分かり易く記載されていること。	8月1日	10	
財務情報	経営内容	①資金収支計算書、消費収支計算書、人件費支出内訳表、貸借対照表、予算書、財産目録、事業報告書、監査報告書	前年度決算に係る「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「人件費支出内訳表」、「貸借対照表」、「財産目録」、「事業報告書」、「監査報告書」及び当該年度における「予算書」が記載されていること。	8月1日	20

別表4

ホームページでの公開	情報公開度推進状況配点 × 1.0
印刷物での公開	情報公開度推進状況配点 × 0.8

附 則

- 1 この算出基準は、平成12年6月8日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- 2 この算出基準の施行後3年を経過したときは、この算出基準の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。

附 則

この算出基準は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成14年1月10日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成14年9月10日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成16年5月13日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

この算出基準は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この算出基準は、平成17年4月4日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成18年4月6日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成19年1月11日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成19年6月5日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成20年6月13日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。